

議会広報広聴特別委員会次第

令和4年4月8日(金)

午後1時30分開議

第3・4委員会室

- 1 市議会だより第179号校正会議について
- 2 第22回議会報告会について
- 3 議会報告会の見直しについて
- 4 流山市議会 SNS 運営ガイドラインの見直しについて
- 5 その他

流山市議会 議会報告会に関する規定

条例:流山市議会基本条例(逐条解説)

第3章 市民と議会の関係

(議会報告会)

第10条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。 ←別に定めたのが、「議会報告会実施要綱」

◆第10条の解説◆

前条第2項の「市民との意見交換の場」の1つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

要綱:流山市議会議会報告会実施要綱

平成22年3月26日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市議会基本条例(平成21年流山市条例第10号)第10条第2項の規定に基づき、議会報告会(以下「報告会」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 報告会は、同一年度内に1回以上開催する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 報告会は、班体制で行うものとする。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1)定例会及び臨時会の概要報告
 - (2)市民との意見交換
 - (3)その他議長が必要と認める事項
- #### (班の構成)

第4条 報告会における班の構成は、流山市議会議員(以下「議員」という。)の所属委員会、所属会派、期別等を基準として、議会広報広聴特別委員会(以下「広報委員会」という。)が定める。

(編成等)

第5条 班は、議員で構成し、原則として4班編成とする。

2 班の構成人数は、広報委員会で協議する。

3 班に代表者1人を置く。

4 代表者は、それぞれの班において互選する。

5 班における議員の役割は、班の構成議員が協議して代表者が決定する。

(開催内容等)

第6条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、広報委員会で協議して決定する。

2 広報委員会の委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の了承を得て、それぞれの班の代表者に伝達するものとする。

(資料)

第7条 報告会での配布資料は、必要に応じて班において準備するものとする。

(記録)

第8条 報告会の記録は、班の構成議員が行うものとする。

2 報告会の記録内容は、要点記録とすることができる。

(報告書)

第9条 各班の代表者は、報告会終了後において速やかに、広報委員会の委員長に報告書を提出するものとする。

2 広報委員会の委員長は、各班から前項の報告書が提出されたときは、速やかに議長に対してその旨を報告するものとする。

3 第1項の規定により提出のあった報告書の概要は、流山市議会ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月4日議会告示第1号)

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

流山市議会 Facebook 運営ガイドライン

Facebook とは

Facebook とは、米国で生まれたソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で、実名登録で利用するのが特徴です。

目的

Facebook を広報媒体として利用し、流山市議会に関する情報を、広く伝えるため、その運営に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定めます。

適用範囲

このガイドラインは、本市議会公式 Facebook を利用する全ての者に適用します。

運営に関して

・流山市議会公式 Facebook ページ（以下、本ページ）の運営者は流山市議会とし、投稿及び事務管理は流山市議会事務局が行います。

投稿・コメント

・投稿内容は、原則として流山市議会に関する情報とします。

- (1) 定例会・臨時会・委員会の日程
- (2) 他議会からの行政視察について
- (3) 流山市議会に関するイベント・行事等のお知らせ
- (4) その他、必要と認められたことについて

と結果報告

・Facebook に投稿された問い合わせについては、返信いたしかねます。皆さまからいただいたコメントについては、大変ありがたいと思っておりますが、業務関係上、回

答が必要なご質問・ご意見等は、メール、またはお電話にてご連絡ください。

・以下 **禁止事項について** に該当するコメントは削除する場合があります。

遵守事項について

このガイドラインの他、Facebook の利用規約、Facebook の原則、関連法令等を遵守すること。

禁止事項について

本ページに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、投稿の削除、アカウントのブロックや削除をする場合がございます。

- ・本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、漏洩するもの
 - ・本議会または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
 - ・本議会または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
 - ・公序良俗に反する内容、違法または反社会的なもの
 - ・選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
 - ・他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
 - ・投稿が広告・宣伝目的のもの、また、Facebook 外のサイトに誘導された場合にそのサイトが広告・宣伝目的のもの（アフィリエイト）
 - ・Facebook が定める不正行為に該当するもの
 - ・本ページの趣旨に関係のないもの
 - ・その他、運営者が不適切と判断したもの
- （原則、その判断は議長とする。ただし、急を要する場合は議会広報広聴特別委員長判断とする。）

免責事項について

- ・本ページへの投稿は細心の注意を払って行っておりますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- ・本ページを利用することで生じた直接・間接的な損失についてはその責任を負いません。
- ・本ページは、予告なく運営方針の変更や運営方法の見直しまたは運営の中止をする場合があります。

停止または削除

Facebook の運営が困難と判断される場合には、市議会ホームページに明記したうえで速やかに Facebook を停止、またはアカウントを削除するものとします。

その他

このガイドラインに定めがない事項については、運営者が適切な判断と行うものとします。

流山市議会 Twitter 運営ガイドライン

Twitter とは

Twitter とは、米国で生まれたソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で、140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスです。

目的

Twitter を広報媒体として利用し、流山市議会に関する情報を、広く伝えるため、その運営に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定めます。

適用範囲

このガイドラインは、本市議会公式 Twitter を利用する全ての者に適用します。

運営に関して

本市議会公式 Twitter アカウント（以下、本アカウント）の運営者は流山市議会とし、投稿及び事務管理は流山市議会事務局が行います。

投稿・コメント

・投稿内容は、原則として流山市議会に関する情報とします。

- (1) 定例会・臨時会・委員会の日程
- (2) 他議会からの行政視察について
- (3) 流山市議会に関するイベント・行事等のお知らせ
- (4) その他、必要と認められたことについて

と結果報告

・本アカウントに対しいただいた問い合わせについては、返信いたしかねます。皆さまからいただいたコメントについては、大変ありがたいと思っておりますが、業務関係

上、回答が必要なご質問・ご意見等は、メール、またはお電話にてご連絡ください。

遵守事項について

このガイドラインの他、Twitterのサービス利用規約、Twitterの原則、関連法令等を遵守します。

禁止事項について

本アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、投稿の削除、アカウントのブロックや削除をする場合がございます。

- ・本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、漏洩するもの
 - ・本議会または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
 - ・本議会または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
 - ・公序良俗に反する内容、違法または反社会的なもの
 - ・選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
 - ・他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
 - ・投稿が広告・宣伝目的のもの、また、Twitter外のサイトに誘導された場合にそのサイトが広告・宣伝目的のもの（アフィリエイト）
 - ・Twitterが定める不正行為に該当するもの
 - ・本アカウントの趣旨に関係のないもの
 - ・その他、運営者が不適切と判断したもの
- （原則、その判断は議長とする。ただし、急を要する場合は議会広報広聴特別委員長判断とする。）

免責事項について

- ・本アカウントからのツイートは細心の注意を払って行

っておりますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

・本アカウントのツイートを利用することで生じた直接・間接的な損失についてはその責任を負いません。

・本アカウントは、予告なく運営方針の変更や運営方法の見直しまたは運営の中止をする場合があります。

停止または削除

Twitter の運営が困難と判断される場合には、市議会ホームページに明記したうえで速やかに Twitter を停止、またはアカウントを削除するものとします。

その他

このガイドラインに定めがない事項については、運営者が適切に判断するものとします。